

# 広島市スポーツイベントボランティアの会 専門部会等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市スポーツイベントボランティアの会規約（以下「規約」という。）第14条及び第16条の規定に基づき、専門部会及び担当部会に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 運営委員会の専門部会は、つぎのとおりとする。

- (1) 総務部会
- (2) 研修部会
- (3) 広報部会
- (4) サンフレッチェ広島部会
- (5) 広島東洋カープ部会
- (6) Various Sports Event（以下「VSE」という。）部会

2 リーダー・サブリーダーの会の担当部会は、つぎのとおりとする。

- (1) サンフレッチェ広島担当部会
- (2) 広島東洋カープ担当部会
- (3) VSE担当部会

(専門部会の分掌)

第3条 総務部会は、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 全体会の開催に関する事
- (2) 運営委員会の開催に関する事
- (3) 規約及び規程等の改廃に関する事
- (4) 各部会の連絡調整に関する事
- (5) スポーツ・サポート・センターの運営補助に関する事
- (6) その他 他の部会に属さない事

2 研修部会は、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 各種研修会の開催に関する事
- (2) ボランティアの育成に関する事
- (3) リーダー及びサブリーダーの育成に関する事

3 広報部会は、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 広報活動に関する事
- (2) 機関紙の発行に関する事

4 サンフレッチェ広島部会、広島東洋カープ部会及びVSE部会は、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) 活動に係るマニュアルに関する事
- (2) リーダー・サブリーダーの会との意見交換会に関する事
- (3) 担当部会との連絡調整に関する事
- (4) リーダー及びサブリーダーの養成に関する事
- (5) 新しいスポーツイベントへの対応に関する事（ただし、VSE部会に限る。）

(担当部会の分掌)

第4条 担当部会は、次に掲げる事項を分掌する。

- (1) リーダー及びサブリーダーの意見交換会の開催に関すること
- (2) 活動時におけるミーティングや課題対応に関すること
- (3) 活動時における他の会員へのサポートに関すること
- (4) 活動当日の派遣依頼先等との調整に関すること
- (5) 専門部会との連絡調整に関すること

(構成)

第5条 専門部会及び担当部会は、それぞれの部会員で構成し、運営委員長が委嘱する。

2 部会員の任期は、運営委員の任期と同じ期間とする。

(会議)

第6条 専門部会は、それぞれの専門部会会長が招集し、議長となる。

2 担当部会は、リーダー・サブリーダーの会会長が招集し、担当部会会長が議長となる。

3 会議における議決事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、全体会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、運営委員長が定める。

附 則

この規程は、令和2年8月22日から施行する。

この規程は、令和7年2月2日から施行する。